平成２４年（家）第４００３１号
千葉県銚子市双葉町５番地の５
申立人　銚子信用金庫
本籍千葉県旭市見広1806番地20、最後の住所横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町223番地40、死亡の場所横浜市中区、死亡年月日平成20年８月17日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日昭和８年４月19日、職業無職
被相続人　亡　丸茂　ミツ
事務所横浜市中区住吉町１丁目12番地５　横浜エクセレントＸＶＩ　６階
相続財産管理人　弁護士　小川　佳子
横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第４００４１号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍沖縄県国頭郡国頭村字奥19番地、最後の住所神奈川県藤沢市羽鳥２丁目17番14―601号、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日推定平成23年12月25日、出生の場所沖縄県国頭郡国頭村、出生年月日昭和24年１月30日、職業不詳
被相続人　亡　金城　達弘
事務所神奈川県横浜市中区山下町61―１　横浜山下ビル３階
相続財産管理人　弁護士　大久保　博
横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第３７７号
神奈川県厚木市泉町３番13号
申立人　神奈川県農業信用基金協会
本籍広島県福山市東深津町５丁目3247番地１、最後の住所川崎市高津区坂戸３丁目23番１―603号　丸岡マンション、死亡の場所東京都狛江市、死亡年月日平成21年７月10日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和18年５月１日、職業不詳
被相続人　亡　竹島　正毅
横浜市中区尾上町３丁目35番地　有楽ビル６階　森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　　質
横浜家庭裁判所川崎支部

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成１２年（家）第５５６号
申立人　職権
本籍広島県福山市奈良津町１丁目30番地の22、最後の住所広島県福山市奈良津町１丁目８番２号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成10年９月11日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和７年３月３日、職業不詳
被相続人　亡　松原　一二
岡山市北区南方４丁目11番29号
改任前の相続財産管理人　榎本　康浩
事務所岡山市北区春日町５番６号　岡山市勤労者福祉センター２階　弁護士法人岡山パブリック法律事務所
改任後の相続財産管理人　弁護士　河端　武史
広島家庭裁判所福山支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第５６号
岩手県宮古市南町11番18号田川ビル202号松本法律事務所
申立人　松本　良啓
本籍岩手県宮古市大通４丁目12番地１、最後の居所岩手県宮古市保久田８―37特定医療法人弘慈会宮古第一病院、死亡の場所岩手県宮古市、死亡年月日平成23年10月９日、出生の場所岩手県下閉伊郡宮古町、出生年月日大正10年５月23日、職業無職
被相続人　亡　石川　チヨ
催告期間満了日　平成24年12月11日
盛岡家庭裁判所宮古支部

平成２４年（家）第２０２８号
山形市旅篭町２丁目１番11号　ステージ八山２階　霞城東法律事務所
申立人　粕谷　真生
本籍山形県山形市城南町１丁目７番、最後の住所山形市城南町１丁目７番２号、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日平成23年９月16日、出生の場所岩手県上閉伊郡釜石町、出生年月日大正13年３月31日、職業無職
被相続人　亡　大場　　直
催告期間満了日　平成24年12月11日
山形家庭裁判所

平成２４年（家）第４２１０５号
横浜市中区太田町１―10　ＮＧＳ太田町ビル５階
申立人　岡田　　尚
本籍横浜市西区西戸部町２丁目217番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日平成23年２月11日、出生の場所横浜市港北区、出生年月日昭和23年６月１日、職業無職
被相続人　亡　松木ヒロ子
催告期間満了日　平成24年12月11日
横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第８０３号
富山市堀端町１番12号　富山中央法律事務所
申立人　弁護士　春山　然浩
本籍富山市下大久保2601番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成23年５月29日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日大正６年１月12日、職業無職
被相続人　亡　松本　キミ
催告期間満了日　平成24年12月20日
富山家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第１１４号
岡山県浅口市金光町須恵１番地
申立人　平田　克己
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　平田　　進
昭和19年３月６日生
公示催告期間満了日　平成24年11月30日
岡山家庭裁判所玉島出張所

失 踪 宣 告

平成２３年（家）第３２７号
本籍香川県仲多度郡まんのう町四條83番地２、最後の住所埼玉県春日部市備後1431
不在者　横関カズヱ
昭和19年８月27日生
平成24年４月28日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

平成２３年（家）第３１２８号
本籍大阪府大阪市生野区勝山北４丁目197番地、最後の住所中国大連市周水子周水屯1084番地
不在者　相川　閑江
昭和20年６月15日生
平成24年５月３日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第３００号
本籍浜松市中区中山町35番地、最後の住所静岡県浜松市中山町35番地
不在者　中野　隆市
昭和25年１月15日生
平成24年５月３日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２４年（家）第１９０１号
本籍新潟県東頸城郡牧村大字荒井543番地の１、住所東京都足立区関原１丁目４番29号
更生施設本木荘
申立人（失踪者）　中林　國勝
昭和18年８月４日生
平成24年５月２日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町８番11号
債務者　株式会社安田組
代表者代表取締役　安田　愛宏
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
４　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後１時40分
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４７６号
千葉市若葉区坂月町287番地
債務者　有限会社昴建設工業
代表者代表取締役　小嶋　靖弘
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滝沢　　信
４　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係